郵送による法定相続人開示(死亡開示)の申込手続きにあたって

亡くなられた方の開示申込手続きができるのは法定相続人のみです。

※登録元のクレジット会社は、契約者の死亡を確認した時点で当社に登録されている当該クレジット契約の情報を削除します。

当社は、「信用情報開示報告書」作成時点で当社に登録されているクレジット契約の情報を開示します。

【法定相続人とは】

法律で規定された相続の権利がある人のことで、相続できる親族の範囲と優先順位は次のとおりとなります。

- 1. 【常に法定相続人】 配偶者 または【第一順位】 子 承孫・ひ孫など(子が死亡している場合)
- 2. 【第二順位】 → 祖父母(父母が死亡している場合)
- 3. 【第三順位】 兄弟姉妹 ⇒ 甥姪 (兄弟姉妹が死亡している場合)
 - ※【第二順位】は【第一順位】が生存していない場合または相続を放棄した場合、 【第三順位】は【第一順位】【第二順位】が生存していないまたは相続を放棄した場合、 法定相続人となります。

開示申込に必要な書類等

- 1. 信用情報開示申込書(法定相続人用)
- 2. 法定相続人の本人確認書類2点
- 3. 申込者が法定相続人であること (続柄等) が確認できる書類
- 4. 開示対象者が亡くなったことが確認できる書類
- 5. 開示手数料
 - ※1,500円分の「開示利用券」(コンビニチケット[商品番号:0262294]) または「定額小為替証書」
 - ※「法定相続人」の代理人によるお申込に必要な書類は 6. をご確認ください
 - ※「申込者が法定相続人(続柄等)であることが確認できる書類」としてお送りいただいた書類の 種類により、報告書が到着するまでの日数が異なる場合があります。
 - (1)「法定相続情報一覧図の写し」をお送りいただいた場合: 10日ほど
 - (2)「戸籍謄抄本等の各種複数書類」をお送りいただいた場合:20日ほど
- 1. 信用情報開示申込書(法定相続人用)
 - ■「記入見本」を参照し、もれがないようご記入ください。
 - ・情報をお調べするのに必要な項目に記入もれがある場合は、受付できません。
 - ・ご記入の「カナ氏名・生年月日・電話番号または運転免許証番号」が一致した情報が報告されます。
 - 生年月日は、対象年号の□に✓をご記入ください。

2. 法定相続人の本人確認書類

■法定相続人の本人確認書類として下記の 1. ~11. から、**いずれか 2 点**をお送りください。

氏名・生年月日・現住所の記載がある面のコピー (有効期限内または現在有効なもの)	発行日から3ヵ月以内の原本またはコピー
1. 運転免許証または運転経歴証明書〔注 1〕 2. マイナンバーカード(写真付表面のみ) 3. パスポート 4. 各種健康保険証〔注 2〕 5. 写真付住民基本台帳カード〔注 1〕 6. 各種年金手帳〔注 2〕	9. 住民票〔注 2〕 10. 戸籍謄本または抄本(除籍、附票不可)〔注 2〕 11. 印鑑登録証明書(現住所記載のもの)
7. 各種障がい者手帳 8. 在留カードまたは特別永住者証明書 [注 1]	ラファック ちゃて キャナ と よ のは デジロ ハ と が はよ ル)

[注1] 住所等に変更がある場合は裏面もコピーしてください。裏面にご自身で手書きしたものはご利用いただけません。

[注2] 本籍地・個人番号・基礎年金番号・保険証の記号番号が記載されている場合、お手数ですが塗りつぶしてください。

【本人確認書類の注意事項】

- ・お送りいただく本人確認書類のうち 1 点は、信用情報開示申込書の II. 法定相続人欄(送付先)にご記入の現住所が記載 されていることが必要です。
- ・日本国内の官公庁等(健康保険組合を含む)が発行したもので、有効期限内または現在有効なものに限ります。
- ・氏名、生年月日、住所、有効期限等がはっきりわかるようにコピーしてください。
- 個人番号に関する「通知カード」、「法定相続情報一覧図の写し」は、本人確認書類としてご利用いただく ことはできません。

個人番号が記載された書類のコピーをお送りいただいた場合は、ただちに復元できないようにマスキングし 細断廃棄いたします。

- 3. 申込者が法定相続人であること(続柄等)が確認できる書類
 - ■申込者(法定相続人)と開示対象者(被相続人)の関係が確認できる下記(1)または(2)の書類をお送りください。
 - (1) 法定相続情報一覧図の写し(法務局発行)※発行日から3ヵ月以内の原本またはコピー
 - ■相続人が法務局(登記所)に申し出ることで作成される法定相続人を図式化した書面です。
 - 注:法定相続情報証明制度の利用自体は無料ですが、戸籍謄本などの取得費用が必要となります。 当該書類は上記「2. 法定相続人の本人確認書類」の1点分にはなりません。
 - (2) ①戸籍謄抄本(発行日から3ヵ月以内の原本またはコピー)

申込者(法定相続人)と開示対象者(被相続人)との続柄が記載されている[戸籍謄抄本]

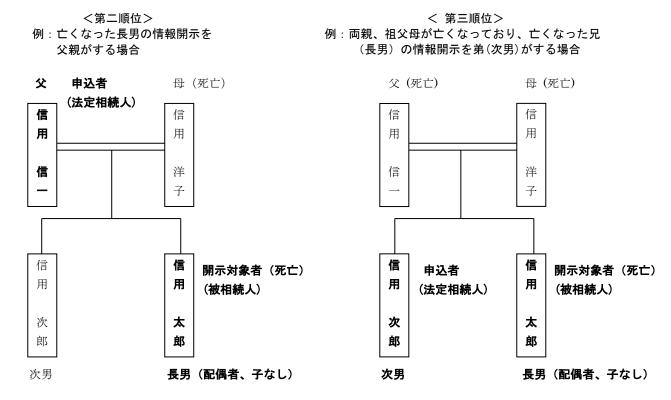
- ※上位順位の相続人が死亡したことに伴い法定相続人となった場合には、その方の死亡を証する資料を、 上位順位の相続人が相続を放棄したことに伴い法定相続人となった場合には、相続放棄を証する資料を お送りください。
- ②相続関係説明図(系図)※申込者が配偶者・子の場合は不要

申込者 (法定相続人) の相続順位までが確認できる相続関係説明図 (系図) [手書き可]

※相続関係説明図(系図)は、法定相続人が責任をもって作成してください。事実ではないことの記載により 発生したトラブルについて、当社は一切関知いたしません。

被相続人の「子」(第一順位)の有無については、必ずご記入ください。

【相続関係説明図(系図)イメージ】



※お送りいただいた各種証明書類は返却いたしませんのでご了承ください

- 4. 開示対象者が亡くなったことが確認できる書類 ※「法定相続情報一覧図の写し」をお送りいただく場合は不要
 - ■開示対象者(被相続人)が亡くなったことが確認できる書類として以下の証明書をお送りください。

開示対象者(被相続人)の死亡確認証明書 [戸籍謄抄本(除籍が確認できるもの)、死亡診断書のコピー] (戸籍謄抄本は発行日から3ヵ月以内の原本またはコピー)

※「開示対象者と申込者の関係」と「開示対象者の死亡(除籍)」が同時に確認することのできる戸籍謄抄本の場合、3.(2)、4.合わせて1通お送りいただければ結構です。

5. 開示手数料 1,500円(税込)

- ・「開示利用券」(コンビニチケット)または「定額小為替証書」の2種類のお支払い方法がありますので、 いずれかを選択してください。
- ・有効期限内(発行日から6ヵ月以内)のものをお送りください。

■開示利用券(コンビニチケット) 商品番号:0262294

- ・「開示利用券」は、セブン-イレブン・ファミリーマートのマルチコピー機またはローソン・ミニストップの Loppi でお買い求めください。(商品番号は各コンビニエンスストア共通です。)
- ・ご購入の際は、開示手数料1,500円に発行手数料が含まれた金額がメニューに表示されます。
- ・利用券購入後の返金はできませんのでご注意ください。
- ・領収書を必要とされる方は、JTB HTA 販売センター(0570-016088)にお問合せください。 (CIC からは発行されません。)

■定額小為替証書

- 「定額小為替証書」は、ゆうちょ銀行でお買い求めください。
- ・ご購入の際は、額面金額とは別に、ゆうちょ銀行所定の発行手数料(*)がかかります。
 - (*)ゆうちょ銀行の定額小為替証書の発行手数料に準じます。 (2023.4 月現在 @200 円/1 枚)「定額小為替証書」の購入額面の組み合わせにより発行手数料が異なります。

例:1,500円を1,000円分1枚、500円分1枚で購入する場合の支払額 (1,000+200)+(500+200)=1,900円

- ・「定額小為替証書」には何も記入せず、そのままお送りください。
- 6. 「法定相続人」の代理人によるお申込について
 - ■法定相続人によるお申込を原則としておりますが、法定相続人から委任され被相続人の開示申込を 行う任意代理人または法定相続人の法定代理人(親権者・後見人による開示申込が可能です。

【法定相続人の任意代理人】

- (1) **必要書類**(上記 1. ~5. の必要書類のほかに以下の書類が必要となります)
 - ①法定相続人(委任者)からの委任状(実印の捺印が必要)※当社所定のものをご利用ください。
 - ②法定相続人(委任者)の印鑑登録証明書(発行日から3ヵ月以内の原本またはコピー)
 ※法定相続人の現住所が確認できるもの。
 - ③任意代理人(お手続きされる方)の本人確認書類 2点 ※上記「2.法定相続人の本人確認書類」を参照。
- (2) 任意代理人の必要項目の記入方法
 - ・信用情報開示申込書の<代理人記入欄>に記載されている項目をもれなくご記入ください。
- (3) 開示結果(信用情報開示報告書)の通知先
 - ・法定相続人(委任者)の住所へ簡易書留 かつ 親展 で郵送します。

【法定相続人の法定代理人 (親権者・後見人)】

- (1) 必要書類(上記1および3.~5.の必要書類のほかに以下の書類が必要となります)
- ①法定代理人であることが確認できる書類

家庭裁判所が決定した証明書類・戸籍謄抄本等の発行日から6ヶ月以内の原本またはコピー

- ②法定代理人(お手続きされる方)の本人確認書類 2点 ※上記「2.法定相続人の本人確認書類」を参照。 ※1点は「信用情報開示申込書」にご記入の住所が確認できるものをご用意ください。
- (2) 法定代理人の必要項目の記入方法
 - ・申込書のく代理人記入欄>に記載されている項目をもれなくご記入ください。
- (3) 開示結果(信用情報開示報告書)の通知先
 - ・法定代理人の住所へ 簡易書留 かつ 親展 で郵送します。
- 7. 開示結果(信用情報開示報告書)の通知について
 - ■開示結果は、法定相続人の現住所へ 簡易書留 かつ 親展で郵送します。

「申込者が法定相続人であること (続柄等) が確認できる書類」としてお送りいただいた書類の 種類により、報告書が到着するまでの日数が異なる場合があります。

- (1)「法定相続情報一覧図の写し」をお送りいただいた場合:10日ほど
- (2)「戸籍謄抄本等の各種複数書類」をお送りいただいた場合:20日ほど
- ※個別の状況により上述の日数よりお時間を要する場合があります。
- ※法定相続人の法定代理人からの開示申込の場合は、法定代理人の住所に郵送します。
- ※宛名の建物名については、省略させていただく場合がございます。
- 8. オプション手続きについて
 - (1)旧姓等(旧姓や通称名)の開示をご希望の方(追加料金)

旧姓等での開示をご希望の方は、信用情報開示申込書の「旧姓等開示希望欄」に 旧姓名(漢字とフリガナ)をご記入いただくことで、旧姓等の情報を追加で開示いたします。

- お名前1件ごとに開示手数料1,500円分が必要となります。
- 開示対象者の旧姓などが確認できる資料(戸籍謄抄本等)を必ずお送りください。
- ① 「開示利用券」で複数件の開示手数料をご購入される場合、1件目は郵送手段付(簡易書留等)の メニューをご購入いただき、2件目以降の開示利用券は「追加氏名用」のメニューを選択してください。 例1:現姓+旧姓2つ(合計3氏名)を希望する場合⇒簡易書留開示利用券+追加氏名用開示利用券×2 例2:現姓+旧姓2つ(合計3氏名)を速達で希望する場合⇒速達開示利用券+追加氏名用開示利用券×2
- ② お名前分の開示手数料および旧姓等が確認できる資料が同封されていない場合は、旧姓等での開示の受付はできません。現姓のみの開示となります。
- ③ 旧姓等のみでの開示をご希望の場合、「旧姓等のみ開示を希望」にチェックを入れてください。
- ④ 「旧姓等開示希望欄」への旧姓等のご記入がない場合、【オプション手続き】欄へのチェック内容に かかわらず、現氏名のみの開示とさせていただきます。

(2) 速達・本人限定受取郵便での開示結果の通知をご希望の方(有料)

「速達」または「本人限定受取郵便」をご希望の場合は有料になります。

信用情報開示申込書の【速達・本人限定受取郵便をご希望の方】欄のご希望の郵送種別の□にチェックを入れ、**郵送オプション分を合算した金額の「開示利用券」等を同封**のうえ、お申込みください。

ご希望の郵送オプション	開示利用券 (コンビニチケット [商品番号:0262294])	定額小為替
オプションなし(簡易書留) (1,500 円+発行手数料)	1,650円	1,500円+発行手数料(*)
速達 (250円+1,500円+発行手数料)	1,925 円	1,750円+発行手数料(*)
本人限定受取郵便(特例型) (300 円+1,500 円+発行手数料)	1,980円	1,800 円+発行手数料(*)
速達+本人限定受取郵便(特例型) (550円+1,500円+発行手数料)	2, 255 円	2,050円+発行手数料(*)

- (*) 定額小為替は、ゆうちょ銀行窓口にて購入時に別途手数料がかかります。コンビニチケットは発行手数料込の料金です。
 - ① 郵送オプションの指定がある場合であっても、郵送オプション分を合算した金額の「開示利用券」等が同封されていない場合、「簡易書留」かつ「親展」で郵送いたします。
 - ② 郵送オプション分を合算した金額の「開示利用券」等が同封されており、郵送種別の口にチェックが入っていない場合「本人限定受取郵便」の取扱いを優先させていただきますので、ご了承ください。
 - ③ 郵送オプション分として「開示利用券」、「定額小為替証書」以外(切手・現金・印紙等)が同封されていた場合、オプションの受付はせず、「簡易書留」かつ「親展」で開示報告書を郵送し、同封されていた切手等は返却いたします。
 - ④ 郵送オプションにおいて余剰分・超過分が発生した場合、切手もしくは定額小為替証書で返却いたします。

9. 開示手続きに関するお問合せ先

全国共通ダイヤル 0570 - 666 - 414

月曜日~金曜日(土・日・祝日・年末年始は除く)10:00~16:00

10. 申込書等必要書類の送付先

- ■下記【送付先】へお送りください。
 - ※当社への申込書等の郵送料はお客様のご負担となります。必ず切手をお貼りください。料金不足等の場合は受領いたしません。
 - ※『申込書の住所と本人確認書類記載の住所が一致していない』『必要書類や手数料が同封されていない』 『本人確認書類の有効期限が経過している』など、書類の不備や不足がある場合は受付できません。 この場合、お送りいただいたすべての書類を返却させていただきますのでご了承ください。
 - ※お申込み受付後のキャンセルはできません。
 - ※申込書等は簡易書留等の配達記録が残る方法での郵送をお奨めします。

【送付先】

〒160 - 8375

東京都新宿区西新宿 1 - 23 - 7 新宿ファーストウエスト 15 階

株式会社 シー・アイ・シー 郵送開示センター 行

	にそって切り取り、	封筒に
············	貼付してください。	

※必ずお読みください。

※ 開示申込み時にご記入のお客様の個人情報は、下記のとおり取扱いいたしますので、 ご確認のうえ、申込書のご記入をお願いいたします。

個人情報の取扱いに関する事項

第1項(取得する個人情報の取扱いに関する事項)

当社は、お客様から取得した個人情報および個人データを当社が別途定める「プライバシーポリシー」 (https://www.cic.co.jp/policy/privacy.html)、「個人情報の保護に関する法律および JIS Q 15001 に基づく公表事項」(https://www.cic.co.jp/policy/legally.html) に従い取り扱います。

第2項(取得する個人情報の利用目的)

本開示請求で当社が取得する個人情報の利用目的は、下記のとおりです。

	利用目的	利用する個人情報
1	お客様の依頼に基づく、信用情報の開示における本人確認 および依頼事項への対応	当社所定の様式に記載いただいた氏名、
2	お客様からのお問い合わせ対応	生年月日、郵便番号、住所、電話番号等 の個人情報
3	信用情報の登録・照会・開示等における統計調査	

第3項(保管・管理)

当社は、個人情報を厳正に管理し、お客様のプライバシー保護に十分に注意を払い保管いたします。 取得した個人情報は、取得日から2ヵ月以内の期間保有し、期間経過後は速やかに廃棄します。

第4項(第三者提供)

当社は、下記のいずれかの場合を除いて、個人情報を第三者へ提供することはありません。

- (1) 本人が同意している場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体または財産の保護の為に必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (5) 収集・利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託する場合

第5項(開示等)

当社は、お客様より提供された個人情報について、当社の定める手続き方法に従い、お客様から利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去、第三者提供の記録の開示および第三者への提供の停止の求めに応じます。

第6項(個人情報提供の任意性)

当社への個人情報の提供は任意ですが、当社の業務に必要な情報が提供されない場合、ご要望に沿えない場合があることを予めご承知おきください。

<個人情報保護管理者> リスク・コンプライアンス担当役員

<本件に関する問合せ先>

株式会社シー・アイ・シー

全国共通ダイヤル 0570 - 666 - 414

月曜日~金曜日(土・日・祝日・年末年始を除く)10:00~16:00

信用情報開示申込書記入見本

CIC 信用情報開示申込書(法定相続人用)

你以云红之	<u>ソー・アイ・シー(C</u>	기다/ 7년				
万川公叶三八 声/ (/			ハ。マスが足りない場 下記「旧姓等開示希!		入ください。 ン手続き】にもご記入くた	ごさい 。
カナ氏名 ※ 必須		文字も1マスで、ご記入ぐ	タロウ		生業 一大正 好昭和	
現 氏 名 ※ 必須	開示		太郎		生※ 月頃 日 対象の元号の) 月 2 7 日
最終住所 ※ 必須	東京	8375	記入してくだ			
電話番号 ※ 必須	1 0 3 2 0 2 2 2 3 0 9 0 ※1 電話番号はクレジ	速達・本人限	転免許証番号が 火した情 報	4 0 8 5 6 6 kgが報告されます。		-
運 転 免 許 証 番 号	1 2 3 4 - ※運転免許証番号が分	- 5 6 7 8 - hかる場合は、 必ず ご記え	- 9 0 0 0	・本人限定受取郵便をご希望の速達250円	がする。 本人限定受取郵便 300円	<u>利用券等を同封</u> してください。 速達+本人限定 550円
田姓等 示欄 完	シンョウ		。※2 濁点・半濁点のある文字 タロウ (名) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表	3姓等のご記入	。 【オプション手続き】希望する□ ✓ 現氏名+旧姓等の開元 □ 旧姓等のみ開示を希 ※お名前ごとに1,500円分の開示 ※旧姓等を確認できる書類を添付	示を希望(追加料金) 望 利用券等が必要です。
Ⅱ. 法定相続力ナ氏名	シンョウ	希望する□に√ 	´ <mark>を記入してください</mark> ハ ナ コ	<u> </u>	生年月日 ※ 必須	開示対象者との
※必須 氏 名 ※必須	信用		花子		□大正 √ 昭和 □平成 60年 5月10日	配偶者
現住所 ※ 必須	〒160- 東京	8 3 7 5			書類で確認できることが必要です。)号
*法定相続	売人の代理人としてお	8申込む場合のみ、記	らの欄は記入不要で 込が必要となります。	10 9 0		
〈代理人記		代理人が開示申込みをする	る場合のみご記入ください。任意代		クレジット契約が開示対象となるわ報告書は法定相続人(委任者)へ送付しま	
氏名:					生年月日:T・S・H	年 月 日
住所: 〒	-				 日中の連絡先※ 必須 -	_

ご記入時の注意事項

「記入もれ」があった場合、受付できないことがありますので必ずご確認ください。

CIC 信用情報開示申込書(法定相続人用)

株式会社シー・アイ・シー(CIC)宛

私は、開示対象者(被相続人)死亡のため法定相続人または、法定相続人の代理人として、CICの定める手続き方法に従い、別紙記載の「個人情報の取扱いに関する事項」に同意のうえ、開示対象者(被相続人)の信用情報の開示を申込みます。

I. 開示对象	白(放化	加八)							*	機械で	で読み	り込み	いた	しまっ	すので	ご、ボ-	ールベ	いた	を使用	JU√E	3筆に	ては	つきり	ノとご	記入	くだこ	٥١٠٤
カナ氏名 ※ 必須	※濁点・	半濁点	のあるゞ	ママも	1マス	で、ご証	込くた											生※			大正	Ξ [召和		平	成	
現 氏 名 ※ 必須	(姓)							(名)										生年月日	į			年			月			
**************************************	_			T				主所は	t 叙译	存售	から	~ "≣2 7	λくた	<u>゚゚゚</u> たいた゚														_
最終住所	₸			+/7	\ <u></u>						は行																	
※必須				都 府	道 県																							
	1			_				_						4					_					_				
l													-	_														
電話番号	2			_				_						5					_					_				
※必須	3			_				_						6					_					_				
l	※1 電話																: :入く:	ださし	١٥									
運 転	※2 カナ	大名•	生年月	日・電話	古番号	きまたは	連転り	617EU	音 音	<u>הית:</u>	-致し	_					望の方	】◆希望	種別の)□(こ√	のうえ開	示手数	料と合卵	草した利	用券等	を同封し	てくだ	さい。
免許証			_										7	速				本.	人限		取郵			速	達+2			
番号力	※運転免 ※1 旧姓									- 温占	のある	<u></u> 文字:	<u> </u>		250F		† 1.7.	1-4-			00円 手続		STB-T			550		
カナ氏名	×110x	- TOURIE	-和至024	30 L	,, C		1		J. T.	-/国派	1	7.7					2010	13			于祝 3+ E	_						
開示	(姓)							(名)													」 うのa					± *	=#61	1.112/
希望欄 氏名																			名前	ئےکے	<u>1,5</u>	00円	分の	用示利	用券			゙ す。
L	<u> </u> ≣	- 北 九(ナ)(-	はすべて	- "=コ フ	/ t==-	+11												<u>*</u> E	姓奇	を惟	認でも	さる 書	類を	क्षाग्र	,((こさし	<u>.</u>	
カナ氏名		(1+1)10	,9.(\/\!	2010													4	在F	i	×.iX:	酒			対象		
※必須	(姓)							(名)											主 中月日 ※ 必須 続柄 ※ 必 須								必須	<u> </u>
氏 名 ※ 必須																		□ /		. ∟ ∓	昭和	」 月	□平♬	以 日				
	₹						**	· 设告書	まは現	住所	fに送 ^c	付しる	ます。 ∃	現住所	がはる	卜人確	認書	類で	在認:	できる	ること	が必	要で	d 。				
				都	道																							
現 住 所 ※ 必須				府																								
l	<u> </u>	+ ~ ;	±40 H- =			+	± 1 =	~~_ I	1-7		+-+\	··· =	//E															
/>>						去定相												"	_		\\							
【注意事項】至																										あり	ません	νο
【代理人記録私は法定相談											٥١١،	仕思1 [™]	V连入	טפינו.	中心	᠕	河、ギ	(古書ld	法人	- 他称.	人(安)	士石)′	\达刊	しまり	0			
フリガナ																												
氏名:																		生年	月E	3 : T	٠ \$	• н		年		月		
住所: 〒		_																[日	中の	連絡	先※』	必須]						_
l																					_			_				
L						· (CIC	·庙F	日烟	\ * .:	75	らのキ	開1.7.1	士記	٦١.7	<i>t</i> >1.1	でく	ピナロ											_
添付書類	有初	効期限	!	委		登記	_	裁判	<u> </u>		SO)	MICI	相放			<u>C \ /</u> 付		·····································		他						<u> </u>	ΓEL	確
本人			·		死						. [2]		למטוי	` [13	<u></u> '	<u></u>		10								
相続人	免	伊		住	個		基	年	<u> </u>	JΫ́	' [戸		ED [F [在		事」	頁	他	ļ						
代理人	免		₹ <u></u>	住	個	住	基	年	= [パ	· [戸		印 [=	F [在		弁記	3	二 弁	·司E	D	事	項	他	3	
受領金額		4	‡	ケ	Ī	件				件		ا	-			合語	+					F.]					
送付手段				၂ [達		人限	定		速	産十乙	本人 原	艮定					•				+					
返却物	切			円		小為	替				円		原	Į	ff	也申		確		ച	[ſt	t					
連(カ		-	住]旧 [ア		漢	Ē [ft	b)							88					Trib				
																			開					確				
	0 1	6	0 0) 2															封					認				